

個人型年金加入承認取消依頼書兼資産返還請求書

基礎年金番号			氏名			生年月日			性別									
1	4	8	3	7	4	9	6	5	1	フリガナ	ネンキン	イチロウ	昭和	年	月	日	①男	
										年金	一郎	⑤7:平成	4	9	10	06	②女	
住所										フリガナ トウキョウト ミナトク ロッポンギ 6-16-16 ロッポンギネンキンビル								
										〒106-0032 連絡先電話番号 (03-5411-6129)								
東京 都道府県										港区 六本木6-16-16 六本木年金ビル								
加入時の状況										取消依頼の理由								
01:日本国内に住所を有していなかった										09:確定給付企業年金制度の加入者であった								
02:第3号被保険者であった										10:厚生年金基金の加入員であった								
03:01以外の理由により国民年金の被保険者でなかった										11:石炭鉱業年金基金に係る坑内員等であった								
05:国民年金の保険料の納付を免除されていた										13:企業型確定拠出年金の加入者であった(注2)								
06:国家公務員共済組合の長期組員であった										15:農業者年金の被保険者であった								
07:地方公務員等共済組合の長期組員であった										番号		理由が起きた年月日(注1)						
08:私立学校教職員共済制度の長期加入者であった										1	0	7:平成	2	8	1	0	0	1

○取消依頼の理由欄で「01」を選んだ方のみ記入してください。

海外居住者情報	国名	連絡先住所(注3)
		連絡先電話番号()

○返還資産受取口座指定欄

支還資産の払渡を受ける機	口座名義人																	
	フリガナ ネンキン イチロウ																	
	年金 一郎																	
	①	金融機関コード	支店コード	銀行	信連	口座番号												
ゆうちょ銀行以外の金融機関	7	8	9	1	0	1	2	確定	六本木	支店	1:普通・総合	1	2	3	4	5	6	7
2	通帳記号		通帳番号															
ゆうちょ銀行			の															

<特記事項>

- (注1) ・取消依頼の理由において「02」「06」「07」「08」「09」「10」「11」「15」のいずれかを選択した方は、平成28年12月31日以前の日付を記入してください。
 ・取消依頼の理由「05」を選んだ方は免除等の承認通知書(裏面参照)に記載されている**免除等期間の開始年月のみ(日付は空欄)**を記入してください。**(通知書の発行日ではありません。)**
 ・取消依頼の理由「06」「07」を選んだ方は長期組員となった日を記入してください。
 ・取消依頼の理由「08」「09」「10」「11」「13」「15」は加入した日を記入してください。
- (注2) 取消依頼の「理由が起きた年月日」が平成28年12月31日以前である場合、企業型確定拠出年金制度はあるが、次の理由で加入者ではない方も含まれます。
 ・一定の勤続年数または年齢に達していなかったため、加入できない。
 ・加入者資格を有したが加入を選択しなかった。
- (注3) 連絡先住所欄は国内で連絡をとることができる住所を記入してください。
 国内の連絡先が記入できない方は、海外の居住先の連絡先を国名から記入してください。

裏面に続く

<取消依頼の理由に合わせてご提出いただく添付書類>

次の1および2の書類を両方ともご提出ください。

- 次のいずれか<住民票の写し(コピーではなく、「写し」の原本)、印鑑証明書、戸籍謄本、戸籍抄本>(いずれも提出日から3ヵ月以内に発行されたもの)、または生年月日を確認できる市町村の証明書を添付してください。
- 裏面「加入取消によって必要となる書類」をご参考に、個人型年金の加入を取消する理由に該当する書類もあわせてご提出ください。

受付金融機関および連合会使用欄

各種届書・添付書類	受付金融機関確認		連合会確認	受 付 金 融 機 関												
	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>	1	9	7	8	0	1	2	3	5	3	確定銀行(株)		
個人型年金の加入者資格喪失に係る証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	受付金融機関	7:平成	年	月	日	連合会							
<添付書類名称>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													

末尾に★印がある添付書類については、その発行日が、本請求書の受付金融機関における「受付日」から3カ月以内である必要がありますので、ご注意ください。

1. 加入取消によって必要となる書類

加入取消理由	加入取消理由および加入取消日を明らかにする書類
01：日本国内に住所を有しなくなったため	次のいずれか、第1号被保険者（強制）でなくなったことを確認できる書類 ・住民票除票の写し（コピーではなく、「写し」の原本）★ ・出国予定先が記載されている住民票の写し（コピーではなく、「写し」の原本）★ ・在留証明書（出国先のもの）★
02：第3号被保険者となったため	次のいずれか、第3号被保険者であることを確認できる書類 ・健康保険被保険者証のコピー ・共済組合員証のコピー ・国民年金第3号被保険者資格該当通知書のコピー ●注意 ・次の①②の場合は、国民年金第3号被保険者資格該当通知書のコピーを添付してください。 ①健康保険被保険者証に資格取得日の記載がない場合 ②健康保険被保険者証または共済組合員証に記載の資格取得日が、国民年金第3号被保険者資格該当通知書に記載の資格取得日と異なる場合 ・被保険者証等に「配偶者」の表示がない場合、同コピーの他に「続柄入りの住民票の写し（コピーではなく、「写し」の原本）」★、または「戸籍謄本の写し（コピーではなく、「写し」の原本）」★等、続柄が確認できる書類が必要です。 ・国民健康保険被保険者証では、第3号被保険者であることを確認できませんので、ご注意ください。
03：01以外の理由により国民年金の被保険者でなくなったため	次のいずれか、01以外の理由により国民年金の被保険者でなくなったことを確認できる書類 ・社会保障協定相手国制度へ加入した旨がわかる書類（適用届、加入記録の証明等） <発効済の社会保障協定締結国（H26.01現在）> ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー ・20歳未満の第2号被保険者で資格喪失した旨がわかる書類（「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」）
05：国民年金の保険料の納付を免除されることとなったため	次のいずれかの国民年金保険料の納付免除等を確認できる書類（受付日時時点で免除等期間が終了していないもの） ・国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書のコピー ・国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間証明書のコピー （法定免除の方については、免除理由が国民年金法第89条第2号（生活保護）によるものであることを確認できる書類（受給証明書）も添付してください。）
06：国家公務員共済組合の長期組合員となったため	個人型年金の加入者資格喪失に係る証明書 ★
07：地方公務員等共済組合の長期組合員となったため	
08：私立学校教職員共済制度の長期加入者となったため	
09：確定給付企業年金制度の加入者となったため	個人型年金の加入者資格喪失に係る証明書 ★ または、本人であることおよび企業年金の加入者等であることを確認できる書類
10：厚生年金基金の加入員となったため	
11：石炭鉱業年金基金に係る坑内員等となったため	
13：企業型確定拠出年金の加入者となったため	
15：農業者年金の被保険者となったため	農業者年金被保険者証のコピー